

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、江田島市から、江田島都市計画公園二・二一・一号向側公園、二・二・二号中郷公園、二・二・二号八夕カミ公園、二・二・二号津久茂公園、二・二・二号五号秋月公園、二・二・二号六号秋月北公園、三・三・一号江田島中央公園、三・三・二号鷺部公園、三・三・三号古鷹公園、四・四・一号江田島公園、六・五・一号江田島市総合運動公園、七・四・一号古鷹記念公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦